

( 続紙 1 )

京都大学	博士 ( 人間・環境学 )	氏名	木村 英莉子
論文題目	付加疑問の相互行為的機能についての一考察 —コミュニケーション上での言語の働きについて的一端—		
(論文内容の要旨)			
<p>本論文は、ドイツ語付加疑問のコミュニケーション上における相互行為的機能について、実際に行われた会話データ(録音・録画収録)を対象とし、その言語データを会話分析の手法を用いて語用論的に考察したものである。</p> <p>本稿では、付加疑問の個別ヴァリエーションの差異を論じ、最終的に、共同性の提示という相互行為的機能の全体像を明らかにしている。まず、第1章で、研究の目的を俯瞰的に示した後、第2章で研究の目的・意義に触れつつ、先行研究の概観を行っている。この出だしの章(第1・第2)で、付加疑問とはどういった言語表現を指すのかを明確に定義し、相互行為的機能の出現可能性について論じている。第3章では、会話分析という方法論の一般的概念とアプローチ法に関して詳細に説明し、さらに会話分析の成り立ち・基本概念・トランスクリプション記号について概説している。</p> <p>言語データの具体的な分析は、第4章～第8章で厳密に行われている。個別の付加疑問が付与される発話状況ごとに、第4章「反応提示」、第5章「反応追求」、第6章「期待されない反応」、第7章「説明中」、第8章「その他」と分類し、それぞれで付加疑問が使用される発話の構造を分析、および同じ状況でありながら付加疑問が用いられないテキストとの比較対象を添え、総合的に付加疑問に関わる諸問題にアプローチしている。</p> <p>これに加えて、第9章では第4～8章での分析結果に基づき、発話状況全体に通じる付加疑問のありよう、ならびに、付加疑問の個別ヴァリエーションにおける相互行為的機能の相異について解明している。最終の第10章では個別ヴァリエーションの特徴に言及しながら、ここまでの考察結果をもとに、コミュニケーションにおいて付加疑問がどのような相互行為的機能を果たすか、そのメカニズムを明らかにしている。</p> <p>本稿で中心課題としている相互行為的機能については、近年まで言語学の領域ではそれほど注目されてこなかった。コミュニケーションで表出される意味を扱う分野としては語用論がその担い手であるが、さらに文脈や状況に応じた語用論的意味を、実際の対面コミュニケーションの場で見てみると、さまざまな言語的・非言語的要素が複雑に絡み合っている。従来の意味研究では、これらのうち非言語要素はそれほど重視されず、分析の対象からは省かれることもあり、むしろ社会学の視点から相互行為的機能に注目すべきであるという論調が次第に高まっていた。本稿では、ドイツ語の付加疑問がもつ相互行為的機能を明らかにすることにより、コミュニケーションにおける辞書的意味以上の意味を表出する仕組み・役割を目指す。</p>			

非言語要素はコミュニケーション上で常に現われ、さまざまな形式で用いられるため、どの要素がいつ、どのように使用されるかは、その時その場で決定されるものとみなされてきたが、本稿では、対面コミュニケーション上で具体的な場面（喜怒哀楽、ジェスチャーなど）を分析対象とすることで、それぞれのケースを記述・分析した上で、状況、文脈を加味し、非言語要素が関わってくる要因に関し、一定の傾向性・論証可能性を明確に示している。

会話分析はこうした実際の会話での相互行為の構成を分析する研究手法であり、トランスクリプション記号などを使って、個別の発話を書き起こすもので、相互行為上の言語の機能を細かく分析するのにふさわしい。この分析法により、発話の合間の間の秒数や笑い・ジェスチャーなど発話者が表現するもののみならず、対話参加者の視線や周りの物音などコミュニケーション上で起こるあらゆる事象を記述していく。このため、相互行為上で起こっている事象を記述するには、会話分析が最も有効な手段であると言え、本稿でも、付加疑問のコミュニケーションにおける相互行為的機能を解明するのに会話分析の方法がうまく機能している。

言語の意味は多様であり一義的ではない。人間は他者との対面コミュニケーションに際して、何をどのように伝達しようとしたのか、当人にも説明できない場合が少なくない。本稿は、このようなコミュニケーション場面での、語や節、文といった言葉のレベルを超えて見受けられる非言語的機能というものを、直接、言語データに即しながら分析・説明している論文と言える。

(論文審査の結果の要旨)

本稿は、実際に行われた会話を分析対象とし、付加疑問のもつ相互行為的機能の解明を目指した論考である。コミュニケーションに際して使用される、辞書的意味以上の語彙の機能を意欲的に明らかにしようとしており、会話分析の手法を使い本稿は次のような考察結果を導き出している。

1. 話し言葉で顕著な出かたをする話法の不変化詞 (Partikel) はとりわけドイツ語では従来から注目されてきた。この不変化詞は文中で細かな心理的ニュアンスを伝える役割を果たす (例: **Das sind Hausaufgaben. Sie können ja selber oder mit dem Wörterbuch.** 宿題です。[知っての通り] 自分の力だけでやってもいいし辞書を使ってもいいです)。この場合のように、自分が直接見たり聞いたりしたものや、聞き手にとって新しい情報ではなく誰かからの伝聞情報であって聞き手がすでに知っている場合、語用論的な機能をもつことは読み取れるが、筆者は、この論点を拡張し、この不変化詞が文末に置かれた、さまざまなケースについて実例を分析しつつ、付加疑問の相互行為的機能を解明している。
2. 筆者はさらに文アクセント (Satzakzent) にも目を付けている。話法の不変化詞には一般的に文アクセントがおかれぬ (傾向のある) が、話し言葉において話法の不変化詞が文末に来る場合には文アクセントがおかれる場合があり、文アクセントの有無によって意味の変容があることを明らかにしている (一方、文アクセントが表示されない書き言葉では、付加疑問が現われにくい言語事実の証明にもなっている)。
3. 筆者が個々の不変化詞 (oder, ne, ja, gell など) を、会話分析の論点から実証的に検証した成果として、通常の不変化詞研究を超える新たな観点が示されることになった。話者の心的態度である話法性が、文単位でなくコミュニケーションのレベルでの分析であるがゆえに文脈がうまく捉えられるようになった。

付加疑問は語用論的な機能である「反応要求」以上の何らかの役割、すなわち相互行為的機能を果たしているということを主張するために、実際の会話データを分析する際、個々の文脈を厳密に調査していることが評価される。この作業は、時に筆者の直感に頼らざるを得ない場合も出てくるのが想定されるが、本稿で筆者は **native speaker** の内省力に支えを求めながら、無理のない解釈を行おうと努めている。一つ一つの不変化詞の理解は、これまでの先行研究では元来の辞書的意味の派生程度までしか及ばないところを、本稿はコミュニケーション上での相互行為的機能の視点から、対話相手への寄り添い・強い働きかけ・共感的態度・エンパシーなど、いわば社会学的な術語を用いて言語対象にアプローチしている。

分析するデータ量も十分であるとみなされる。会話分析の場合、間合い・沈黙・文のつながり時の音調など、詳細に検討する項目が多く、分析の前の下準備に労力が必要である。本来的にボトムアップ型の実証的な手法をとる会話分析であるが、語や節・文が元来もつ辞書的意味と全く切り離されランダムに表出されるわけではなく、辞書的意味と何らかのつながりがあるとも当然、考えられるため、辞書的意味と実際に表出されている相互行為的機能の関連性を解明することは容易ではない。本稿においては、実際のコミュニケーション場面でのさまざまな種類の発話 (確認、反応、同

意、説明など) を分析の前に予め語用論的に分類しているため解釈にぶれが生じにくい。

このように本稿では、語用論が大きな軸となっており、その核の部分の把握は十分なものの、今日の語用論研究の動向からすると、語用論の広がりを押さえ切れていないふしもある。例えば、必ずしも反応要求を行う必要性のない時にも付加疑問が使用される場合があるが、このケースなど古典的な語用論の方法論だけだと説得力が十二分には発揮されなくなることにもなりかねない。話し言葉に特化するのではなく、書き言葉のジャンル等も考慮に加え、より総合的に捉え直す必要性が感じられる。また、付加疑問以外の構文に関する記述・分析ができていないという課題も残っている。この課題は将来的に時間をかけて向き合ってもらいたい。全体としては、本稿は実証的にも方法論的にも独創性の高さが窺われる緻密な言語研究であると評価することができる。話し言葉性という観点から言語研究一般に共通する方法論的基盤を構築する可能性を秘めているとも言える。

本学位申請論文は、当該領域における研究現状の把握や方法論の確立等、説得力のある記述がなされており博士論文の水準に十分達していると言える。また本論文は、共生人間学専攻言語科学講座の理念に叶ったものであり、言語の構造・意味等に関わる言語のメカニズムを解明する基礎研究として高く評価できると共に、今後の言語学および関連分野への貢献が大いに期待できる。よって、本論文は博士（人間・環境学）の学位論文として価値あるものと認める。

令和2年4月25日、論文内容とそれに関連した口頭試問を行った結果、合格と認めた。なお、本論文は、京都大学学位規定第14条第2項に該当するものとし、公表に際しては、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。

要旨公表可能日： 令和 年 月 日以降